



月刊 動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

94.4.5 No.3973

構内入換業務等の部外委託に関する申し入れ (動労総連合申第4号) 平成6年1月25日

1 「構内入換業務等の部外委託について」は、「出向先の創出と効率的な作業体制の構築」としているが、会社の出向目的については「関連会社の指導・育成、民間企業にふさわしい人材育成」としてきた経緯に反する施策と考えるが、見解を明らかにされたい。

今回の施策は国家資格である動力車操縦者運転免許を所持する社員により相応しい出向先の創出を図るものであり、出向の目的は変わらない。

2 会社は、「本人の技術力を生かした出向先についての希望が多い」として、今回の提案をしたとしているが、社員の高齢化の実態と人事運用について具体的な考え方を明らかにされたい。

55歳以上の社員は従来どおり原則出向となる。
社員の平均年齢は、平成5年度首で約41歳となっているが、今後の新規採用の実施により新陳代謝を図ることとする。

3 「外注化」について、6項目をどのように実施するのか。一部(構内運転を外注し、誘導業務は直轄)というような場合があるのか。また、その場合の命令系統と責任体制について明らかにされたい。

直営と外注が混在する場合においても、委託会社の業務責任者は所管区所長が指定した社員から必要な指示を受け、従事員に対してその具体的な作業指示を行うこととなる。

4 事故が発生した場合の対応および責任体制はどうなるのか、明らかにされたい。

今回の施策は、当社が安全の確保を大前提として実施するものであり、あわせて従事員に対する教育訓練は当社が行うこと、当社の管理する区所構内等の諸設備等を使用すること、当社の定めた諸規程等を遵守することなどから、万が一の事故発生時の責任は基本的に鉄道事業者である当社が負うこととなる。
しかしながら、委託会社の責めによることが明らかな場合は、当然委託会社がその損害額について賠償することもあり得ると考えている。

5 「外注化」のなかに仕業検査がふくまれているが、「運輸省令」等の関係はどうなるのか明らかにされたい。

仕業検査業務の外注化においては、業務を遂行するのに十分な知識及び技能を有する者が行い、仕業検査の最終判断は当社が行うこととしており問題はないと考えている。

6 「部外委託」に関連して、今後の限定免許取得の養成について考え方を明らかにされたい。

限定免許者の養成は、より効率的な構内体制を構築する観点から今後とも実施していく考えである。

7 提案による「外注化する業務」の6項目については、列車運転に直接関わる業務であり、会社責任により直轄でやるべき業務であると考えているが、見解を明らかにされたい。

従事員に対する必要な教育訓練は、現行の構内入換業務に従事する者に対する教育訓練と同様に当社が実施するとともに、委託会社の選定、従事員の資格要件等について厳正に行うなど、安全の確保を大前提として当社の責任により実施するものである。

部分外注でも強行!!

JR 構内業務 動労
東日本 外注化で団交 総連合

三月三十一日、動労総連合は昨年十月JR東日本本社から提案のあった「構内入換業務等の部外委託について」の問題に関し、「動労総連合申第四号」にもとづき団交をおこなった。

六〇才まで働ける労働条件を！
組合側から

①現在の「五五才原則出向」という制度を見直し、直轄で六〇才まで働ける職場

等を中心に交渉を行なったが、会社側の回答は、

②安全確保の立場から外注することはやめるべきである。
③検修職場における技術力を今後どう継承していくのか、この間十数年新規採用が入っていない状況の中で解るように展望を示すべきである。

(1)五五才原則出向は、六〇才定年延長の実施にあたって制度を設けたものであり今後も続ける考えである。
今回の提案は動力車操縦者運転免許を所持している社員の技術力を生かした出向先を確保するためである
(2)作業方法は、現在のやり方と何等変わるものではないので安全上問題はないと考えている。
(3)検修職場の今後のあり方については、車両構造も変わってきている。また検修方式も変わってくる。

部分外注でも行なう

また、外注方法についての考えを質すと、

組 外注方法について、どう考えているのか！

会 作業体制ごとに外注し、最後に全面外注するやり方も考えられる。例えば、区所で五徹体制の中、一徹を外注する場合も考えている。

組 共同作業では指揮命令系統上や責任体制が不明確であり、安全対策に問題があると考えている。会

区所長・委託会社との指示・協力関係により責任者が指示するので何ら問題がないと考えている。

教育は一カ月で十分対応できる

さらに、士職の検修業務に関する教育について質すと、

組 本線担当運転士が五五才出向した場合、仕業検査など検修の経験のない者などは、どうするのか？

会 現在一カ月以上の教育訓練で十分対応しているので、何ら問題はない。

以上のとおり、本社本部間の交渉は、主に安全対策や五五才出向問題を中心に、約二時間三〇分の交渉を行なったが、対立のまま終了し、今後も引き続き団交することとなる。